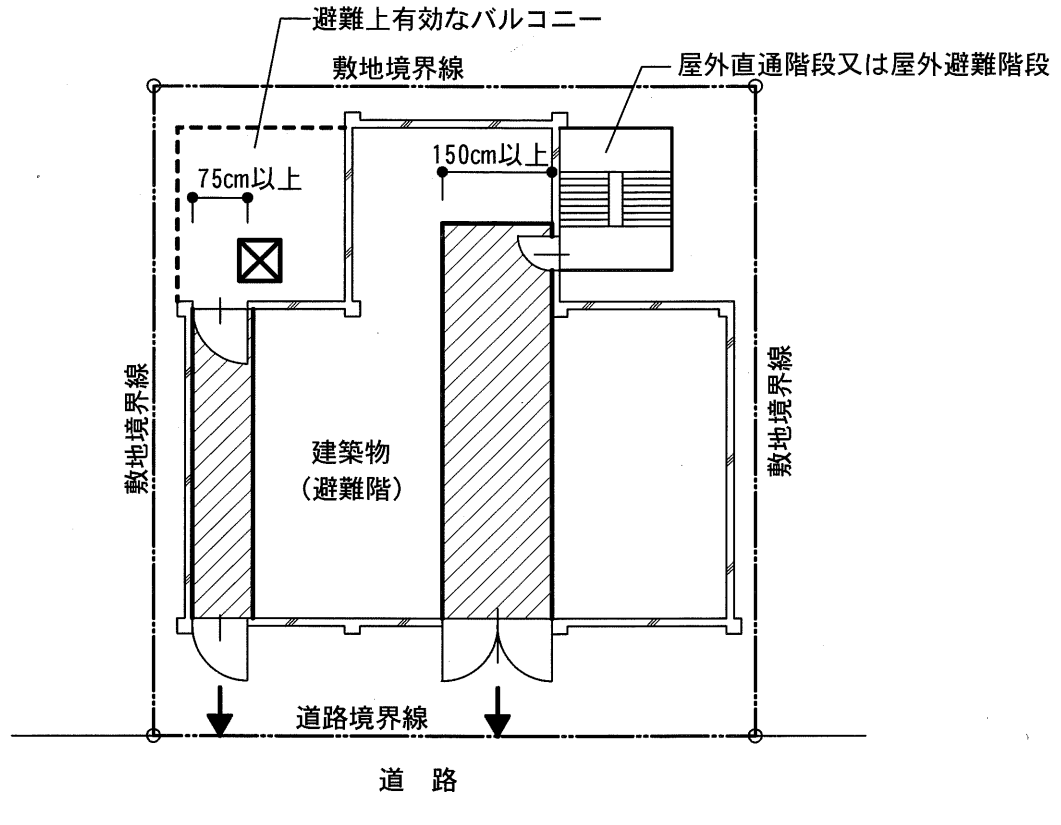


事 項	敷地内の通路の取扱い	関 係 条文等	法第35条 令第128条
035-02			

屋外に設けることができない避難階における敷地内の通路は、次の基準に適合させること。



避難上有効なバルコニーに設けられる
トラップその他避難上有効な設備
(以下、「避難器具」という。)



建築物の屋内通路
避難器具 (有効幅員75cm以上)
屋外直通階段 (有効幅員1.5m以上)
屋外避難階段 (有効幅員1.5m以上)

[考え方・解説]

避難器具、屋外直通階段又は屋外避難階段から、道路等へ通ずる敷地内の通路を屋外に設けることができない場合で、以下のすべてに該当する場合は、当該通路を屋内に設けることができる。

- 1 通路とその他の部分を耐火構造の壁及び床で区画すること。
- 2 通路部分に開口部を設ける必要がある場合は、常時閉鎖式若しくは煙感知器連動型の特定防火設備で区画すること。
- 3 通路の壁及び天井の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- 4 避難器具と屋外直通階段又は屋外避難階段の通路を重複させないこと。
- 5 通路は上図に示す有効幅員以上を確保すること。
- 6 令第126条の2の適用を受ける建築物の通路部分にあつては、平成12年告示1436号の緩和規定は原則適用できない。

※ 避難上有効なバルコニーの構造については、建築物の防火避難規定の解説 (編集 日本建築行政会議) を参照すること。

〔備考〕
(関連告示等)

2021.6作成